

1. 報告の内容

4月の教育委員会定例会において「湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を制定した。

2. 改正が必要な理由

国が、幼児教育の段階的無償化の推進にともない、保育料の根拠法令である「子ども・子育て支援法施行令」を改正（平成29年4月1日施行）したため、町の保育料を定めた条例施行規則の一部を改める必要が生じたもの。

3. 改正の概要

- ① 町民税非課税世帯の第2子無償化
- ② 年収360万円未満相当世帯の保育料軽減拡充

湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項別表備考を次のように改める。

備考

- 1 階層区分の認定に用いる町民税額については、4月から8月までにあっては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。
- 2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
- 3 表1において、同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合、小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 4 表1において、上記3によらず[#]、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 5 表2において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園、認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 6 表2において、上記5によらず[#]、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,699円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 7 表1において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3-1、第3-2に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額とし、それ以外の階層区分は3,000円とする。ただし、当該各階層にお

いて第2子以降は0円とする。

8 表2において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額、それ以外の階層区分は、2号認定子どもは6,000円とし、3号認定子どもは9,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降は0円とする。

9 上記3から8の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。

- (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
- (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

湯沢町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
備考	備考
1 脇層区分の認定に用いる町民税額については、4月から8月までにあつては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。	1 脇層区分の認定に用いる町民税額については、4月から8月までにあつては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。
2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。	2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
3 表1において、同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合、小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。	3 表1において、同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合、小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
4 表1において、上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。	4 表1において、上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
5 表2において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園、認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。	5 表2において、同一世帯から2人以上の子どもが保育園、認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
6 表2において、上記5によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,699円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。	6 表2において、上記5によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,699円以下の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
7 表1において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分	7 表1及び表2において、児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3—1、第3

分第3・1、第3・2に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額とし、それ以外の階層区分は3,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降は0円とする。

—2及び第3—3に認定された者は2,000円減額とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる障害児（者）を有する世帯をいう。

1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

2) 痢育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

3) 精神保健及介精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

8 表2において、住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等は、利用する子どもが第1子の場合は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1に相当する額、それ以外の階層区分は、2号認定子どもは6,000円とし、3号認定子どもは9,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降は0円とする。

9 上記3から8の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。

- (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
- (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。

9 上記3から8の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。

- (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
- (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。

平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進について

（案）
 <所要額(公費ベース)>
 1号:約31億円 ※就園援助費含む
 2・3号:約37億円

1. 市町村民税非課税世帯の第2子無償化

1号認定子ども:1,500円 2号認定子ども:3,000円 3号認定子ども:4,500円

0円

2. 年収約360万円未満相当世帯の保護者負担軽減

◆ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置を更に拡充する。

※ひとり親世帯等について、第3階層は第2子以降、 第2階層は第1子以降は、既に無償。

○ 1号認定子どもについて

階層区分	平成27年度		平成28年度
		保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下(年収約360万円未満相当)	第1子	15,100円	7,550円(負担軽減後の半額)

平成29年度(負担軽減の拡充) 保護者負担額(月額)
3,000円

○ 2・3号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税額 46,800円未満(年収約330万円未満相当)	第1子	15,500円	7,750円(負担軽減後の半額)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約360万円未満相当世帯まで)	第1子	27,000円	13,500円(基準額表の半額)

6,000円
6,000円

◆その他の世帯の保護者負担を以下のとおり軽減する。

○ 1号認定子どもについて

第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子	16,100円	(同左)
	第2子	8,050円	

14,100円
7,050円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担額)月額 変更箇所抜粋 (1号認定3歳以上幼稚園相当)

				H29年度 (下段括弧内がH28年度)							
				1号							
				国基準				湯沢町			
階層区分				第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子
2	2	町民税	非課税	3,000	0 (1,500)	0	0	3,000	0 (1,500)	0	0
	1	町民税	均等割りのみ	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	6,300	3,150	2,150	0
3	2	町民税 所得割額	25,000円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	7,700	3,850	2,850	0
	3	町民税 所得割額	25,000円以上48,600円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	9,100	4,550	3,000 (3,550)	0
	1	町民税 所得割額	48,600円以上60,700円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	10,500	5,250	3,000 (5,250)	0
4	2	町民税 所得割額	60,700円以上72,800円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	11,900	5,950	3,000 (5,950)	0
	3	町民税 所得割額	72,800円以上77,101円未満	14,100 (16,100)	7,050 (8,050)	3,000 (7,550)	0	13,300	6,650	3,000 (6,650)	0

* 1、2-1、4-4階層以上は変更がないため表記していない。

③町民税77,100円以下(年収約360万円未満相当)世帯の軽減措置追加
第1子 16,100円→14,100円 第2子 8,050円→7,050円

②町民税77,100円以下(年収約360万円未満相当)ひとり親世帯等の軽減措置拡充
第1子 7,550円→3,000円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担額)月額 変更箇所抜粋 (2号認定3歳以上保育園相当)

①市町村民税非課税世帯の第2子無償化			H29年度 3歳以上 2号標準 (下段括弧内がH28年度)								H29年度 3歳以上 2号短時間 (下段括弧内がH28年度)								
階層区分			国基準				湯沢町				国基準				湯沢町				
			第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	
2	2	町民税 軽課税	0	0	0	0	5,000	0	0	0	6,000	0	0	0	5,000	0	0	0	
3	1	町民税 均等割りのみ	16,500	8,250	8,000	0	9,000	4,500	3,900	0	16,300	8,150	8,000	0	8,800	4,400	3,400	0	
	2	町民税 所得割額	25,000円未満	8,250	8,000	0	11,000	5,500	4,500	0	16,300	8,150	6,000	0	10,800	5,400	4,400	0	
4	3	町民税 所得割額	25,000円以上48,600円未満	8,250	8,000	0	13,000	8,500	5,500	0	16,300	8,150	6,000	0	12,800	6,400	5,400	0	
	1	町民税 所得割額	48,600円以上57,700円未満	27,000	13,500	8,000	0	15,000	7,500	6,000	0	26,800	13,300	6,000	0	14,700	7,350	6,000	0
	2	町民税 所得割額	57,701円以上60,701円未満	27,000	21,000	8,000	0	15,000	15,000	6,000	0	26,800	26,800	6,000	0	14,700	14,700	6,000	0
5	2	町民税 所得割額	60,700円以上72,800円未満	27,000	21,000	8,000	0	17,000	17,000	6,000	0	26,800	26,800	6,000	0	16,700	16,700	6,000	0
	3	町民税 所得割額	72,800円以上77,101円未満	27,000	21,000	8,000	0	19,000	19,000	6,000	0	26,800	26,800	6,000	0	18,700	18,700	6,000	0

*1, 2-1, 4-4階層以上は変更がないため表記していません。

②町民税48,600円未満(年収約330万円未満相当)ひとり親世帯等 7,750円→6,000円
 町民税77,101円未満(年収約360万円未満相当)ひとり親世帯等 13,500円→6,000円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担額)月額 変更箇所抜粋 (3号認定3歳未満保育園相当)

①市町村民税非課税世帯の第2子無償化			H29年度 3歳未満 3号標準 (下段括弧内がH28年度)								H29年度 3歳未満 3号短時間 (下段括弧内がH28年度)							
階層区分			国基準				湯沢町				国基準				湯沢町			
			第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子	第1子	第2子	ひとり親 第1子	ひとり親 第2子
2	2	町民税 軽課税	0	0	0	0	8,000	0	0	0	9,000	0	0	0	6,000	0	0	0
3	1	町民税 均等割りのみ	19,500	9,750	9,000	0	10,000	5,000	4,000	0	19,300	9,650	9,000	0	9,800	4,900	3,900	0
	2	町民税 所得割額 25,000円未満	19,500	9,750	9,000	0	12,000	6,000	5,000	0	19,300	9,650	9,000	0	11,800	5,900	4,900	0
4	3	町民税 所得割額 25,000円以上48,600円未満	19,500	9,750	9,000	0	15,000	7,500	6,500	0	19,300	9,650	9,000	0	14,700	7,350	6,350	0
	1	町民税 所得割額 48,600円以上57,700円未満	30,000	15,000	9,000	0	18,000	9,000	9,000	0	29,600	14,800	9,000	0	17,700	8,850	8,850	0
	2	町民税 所得割額 57,701円以上60,701円未満	30,000	30,000	9,000	0	18,000	18,000	9,000	0	29,600	29,600	9,000	0	17,700	17,700	9,000	0
5	3	町民税 所得割額 60,700円以上72,800円未満	30,000	30,000	9,000	0	20,000	20,000	9,000	0	29,600	29,600	9,000	0	19,700	19,700	9,000	0
	4	町民税 所得割額 72,800円以上77,101円未満	30,000	30,000	9,000	0	23,000	23,000	9,000	0	29,600	29,600	9,000	0	22,900	22,600	9,000	0

*1, 2-1, 4-4階層以上は変更がないため表記していません。

②町民税48,600円未満(年収約330万円未満相当)ひとり親世帯等 9,250円→9,000円
 町民税77,101円未満(年収約360万円未満相当)ひとり親世帯等 15,000円→9,000円

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担)月額表 1号認定

階層区分		H29年度 3歳以上 1号							
		湯沢町				国基準			
		利用者負担	備考4~6の軽減措置後の額(第2子まで)			利用者負担	備考4~6の軽減措置後の額(第2子まで)		
			第2子	母子世帯等第1子	母子世帯等第2子		第2子	母子世帯等第1子	母子世帯等第2子
1	生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0
2 1	母子・父子・障害 町民税 非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
2 2	上記以外	3,000	0	0	0	3,000	0	0	0
3 1	町民税 均等割りのみ	6,300	3,150	2,150	0	14,100	7,050	3,000	0
3 2	町民税 所得割額 25,000円未満	7,700	3,850	2,850	0	14,100	7,050	3,000	0
3 3	町民税 所得割額 25,000円以上48,600円未満	9,100	4,550	3,000	0	14,100	7,050	3,000	0
4 1	町民税 所得割額 48,600円以上60,700円未満	10,500	5,250	3,000	0	14,100	7,050	3,000	0
4 2	町民税 所得割額 60,700円以上72,800円未満	11,900	5,950	3,000	0	14,100	7,050	3,000	0
4 3	町民税 所得割額 72,800円以上77,101円未満	13,300	6,650	3,000	0	14,100	7,050	3,000	0
4 4	町民税 所得割額 77,101円以上84,901円未満	13,300	13,300	13,300	13,300	20,500	20,500	20,500	20,500
5 1	町民税 所得割額 97,000円以上121,000円未満	16,800	16,800	16,800	16,800	20,500	20,500	20,500	20,500
5 2	町民税 所得割額 121,000円以上145,000円未満	18,200	18,200	18,200	18,200	20,500	20,500	20,500	20,500
5 3	町民税 所得割額 145,000円以上169,000円未満	19,600	19,600	19,600	19,600	20,500	20,500	20,500	20,500
6 1	町民税 所得割額 169,000円以上235,000円未満	20,300	20,300	20,300	20,300	20,500 25,700	20,500 25,701	20,500 25,702	20,500 25,703
6 2	町民税 所得割額 235,000円以上301,000円未満	21,000	21,000	21,000	21,000	25,700	25,700	25,700	25,700
7	町民税 所得割額 301,000円以上397,000円未満	21,700	21,700	21,700	21,700	25,700	25,700	25,700	25,700
8	町民税 所得割額 397,000円以上	23,100	23,100	23,100	23,100	25,700	25,700	25,700	25,700

備考

- 1 階層区分の認定に用いる町民税額は、4月から8月までにあっては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。
 - 2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
 - 3 同一世帯に認定子ども以外の小学校3年生までの兄、姉がいる場合小学校3年生までの範囲で最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
 - 4 上記によらず児童の属する世帯の住民税所得割額が77,100円以下の世帯において、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
 - 5 住民税所得割額が77,100円以下の母子世帯等*は、階層区分第2に認定された者は0円、階層区分第3-1、3-2に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1の額。それ以外の階層区分は3,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降の子も0円とする。
 - 6 上記3から5によらず、児童の属する世帯が町民税非課税世帯の場合には、その世帯が監護する3人目以降の子どもについて0円とする。
 - 7 上記から6の軽減を受けない児童、同一世帯内で小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を額を20%軽減する。
- (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から數え、第2子目に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
- (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から數え、第3子目以降に当る場合は、認定された階層の利用者負担額を額を20%軽減する。
- *「母子世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

※下線部分が、国基準の改正(子ども・子育て支援法施行令)により、平成29年度新たに追加された軽減措置です。
※表中「第1子」、「第2子」は、入所にかかるらず、その世帯で監護する最年長の子どもから数えた順を意味します。

湯沢町としては、えきょううかわうすかった。10人でひと

平成29年度 湯沢町保育料(利用者負担)月額表 2号認定

階層区分	H29年度 3歳以上 2号標準										H29年度 3歳以上 2号短時間									
	通常料					延長料					通常料					延長料				
	利用者負担	通常料(第1~4の料率適用区分の範囲)第2子まで)				利用者負担	通常料(第1~4の料率適用区分の範囲)第2子まで)				利用者負担	通常料(第1~4の料率適用区分の範囲)第2子まで)				利用者負担	通常料(第1~4の料率適用区分の範囲)第2子まで)			
		第2子	当子増量 第2子	当子増量 第3子	当子増量 第4子		第2子	当子増量 第2子	当子増量 第3子	当子増量 第4子		第2子	当子増量 第2子	当子増量 第3子	当子増量 第4子		第2子	当子増量 第2子	当子増量 第3子	当子増量 第4子
1 生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 1 施設料 多段級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 2 上記以外	0,000	0	0	0	0	4,000	0	0	0	0	0,000	0	0	0	0	0,000	0	0	0	0
3 1 和気組 同居世帯内	8,000	4,000	3,800	0	0	16,200	8,200	4,000	0	0	8,000	4,400	2,400	0	0	16,200	8,150	4,000	0	0
3 2 考課料 従前料額 25,000円未満	11,000	5,500	4,200	0	0	16,200	8,200	4,000	0	0	10,000	5,400	4,400	0	0	16,200	8,150	4,000	0	0
3 3 和気組 世帯料額 25,000円以上40,000円未満	12,000	6,400	5,200	0	0	16,200	8,200	4,000	0	0	12,000	6,400	5,400	0	0	16,200	8,150	4,000	0	0
4 1 実費料 従前料額 40,000円以上57,750円未満	13,000	7,000	6,000	0	0	17,000	13,500	6,000	0	0	14,700	7,350	4,000	0	0	16,800	13,300	6,000	0	0
4 2 実費料 従前料額 57,750円以上81,400円未溎	15,000	15,000	6,000	0	0	17,000	27,000	6,000	0	0	14,700	14,700	4,000	0	0	16,400	16,000	6,000	0	0
4 3 実費料 従前料額 81,400円以上10,000円未満	17,000	17,000	6,000	0	0	21,000	21,000	6,000	0	0	16,200	16,700	4,000	0	0	24,300	16,600	6,000	0	0
4 4 実費料 従前料額 10,000円以上12,000円未満	19,000	18,000	4,000	0	0	21,000	21,000	6,000	0	0	18,200	18,700	4,000	0	0	24,300	16,600	6,000	0	0
4 5 実費料 従前料額 12,000円以上71,100円未満	19,000	18,000	4,000	0	0	21,000	21,000	6,000	0	0	18,200	18,700	4,000	0	0	24,300	16,600	6,000	0	0
4 6 実費料 従前料額 71,100円以上94,000円未満	19,000	18,000	10,000	0	0	21,000	21,000	6,000	0	0	18,200	18,700	10,000	0	0	24,300	24,000	10,000	0	0
4 7 実費料 従前料額 94,000円以上110,000円未満	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	20,000	20,000	20,000	0	0	26,000	21,000	20,000	0	0
4 8 実費料 従前料額 110,000円以上121,000円未満	24,000	24,000	24,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 9 実費料 従前料額 121,000円以上148,000円未満	26,000	24,000	26,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 10 実費料 従前料額 148,000円以上168,000円未満	28,000	28,000	28,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 11 実費料 従前料額 168,000円以上188,000円未満	29,000	28,000	28,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 12 実費料 従前料額 188,000円以上210,000円未満	29,000	28,000	28,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 13 実費料 従前料額 210,000円以上230,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 14 実費料 従前料額 230,000円以上250,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 15 実費料 従前料額 250,000円以上280,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 16 実費料 従前料額 280,000円以上310,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 17 実費料 従前料額 310,000円以上340,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 18 実費料 従前料額 340,000円以上370,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 19 実費料 従前料額 370,000円以上400,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 20 実費料 従前料額 400,000円以上430,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 21 実費料 従前料額 430,000円以上460,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 22 実費料 従前料額 460,000円以上490,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 23 実費料 従前料額 490,000円以上520,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 24 実費料 従前料額 520,000円以上550,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 25 実費料 従前料額 550,000円以上580,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 26 実費料 従前料額 580,000円以上610,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 27 実費料 従前料額 610,000円以上640,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 28 実費料 従前料額 640,000円以上670,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 29 実費料 従前料額 670,000円以上700,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 30 実費料 従前料額 700,000円以上730,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 31 実費料 従前料額 730,000円以上760,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 32 実費料 従前料額 760,000円以上790,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 33 実費料 従前料額 790,000円以上820,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 34 実費料 従前料額 820,000円以上850,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 35 実費料 従前料額 850,000円以上880,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 36 実費料 従前料額 880,000円以上910,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 37 実費料 従前料額 910,000円以上940,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 38 実費料 従前料額 940,000円以上970,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
4 39 実費料 従前料額 970,000円以上1,000,000円未満	30,000	30,000	30,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	21,000	21,000	21,000	0	0	26,000	21,000	21,000	0	0
5 1 通常料(第1子)	31,000	31,000	32,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400
5 2 通常料(第2子)	31,000	31,000	32,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400
5 3 通常料(第3子)	31,000	31,000	32,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400
5 4 通常料(第4子)	31,000	31,000	32,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	101,000	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400	31,400

※下線部分が、団体料の充当(支度金)に該する。平成29年度前にて直承されれた團体料を示す。

※通常料(第1子)、第2子は、入室にかからず、その徴収を差し控えます。</p

平成29年度 滝沢町保育料(利用者負担)月額表 3号認定

附屬区分		H23年度 3歳未満 3号標準										H23年度 3歳未満 3号暫定									
		添付料					請求書					添付料					請求書				
		利用者 負担		第2子 母子世帯 第1子			利用者 負担		第2子 母子世帯 第1子			利用者 負担		第2子 母子世帯 第1子			利用者 負担		第2子 母子世帯 第1子		
1	生笠保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-1	前川校 赤穂校	高子-女子-薄葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-2	上原以外	0.000	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0.000	0	0	0	0	0	0.000	0	0	0	0
3-1	町尻校	馬場町3446	10,300	3,200	4,000	3	18,200	3,500	3,200	3	9,800	3,800	3,200	3	19,300	3,200	3,200	3	19,300	3,200	3,200
3-2	白井校	新宿駅前 15,000円未満	12,300	3,000	3,500	3	18,000	3,700	3,000	3	11,800	3,800	4,000	3	19,300	3,000	3,000	3	19,300	3,000	3,000
3-3	青葉校	新宿駅前 15,000円以上30,000円未満	15,300	7,500	8,300	3	18,500	3,700	3,000	3	14,700	7,300	8,300	3	19,300	3,000	3,000	3	19,300	3,000	3,000
4-1	青葉校	新宿駅前 46,000円以上51,100円未満	19,000	9,000	9,300	3	20,000	16,000	9,000	3	17,700	9,800	8,800	3	29,800	14,000	9,000	3	29,800	14,000	9,000
4-2	青葉校	新宿駅前 57,700円以上60,701円未満	18,000	10,000	9,300	3	20,000	20,000	9,000	3	17,700	17,700	8,600	3	29,800	29,800	9,000	3	29,800	29,800	9,000
4-3	青葉校	新宿駅前 60,700円以上73,800円未満	20,000	20,000	9,300	3	20,600	20,000	9,300	3	19,700	19,700	9,600	3	29,800	29,800	9,000	3	29,800	29,800	9,000
4-4	青葉校	新宿駅前 73,800円以上80,701円未満	23,000	22,000	9,300	3	20,600	20,000	9,300	3	22,800	22,800	8,600	3	29,800	29,800	9,000	3	29,800	29,800	9,000
4-5	青葉校	新宿駅前 77,301円以上104,000円未満	23,000	22,000	12,000	3	20,000	20,000	12,000	3	22,800	22,800	11,800	3	28,000	28,000	28,000	3	28,000	28,000	28,000
4-6	青葉校	新宿駅前 104,000円以上113,000円未満	25,000	25,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	24,800	24,800	12,000	3	29,800	29,800	29,800	3	29,800	29,800	29,800
4-7	青葉校	新宿駅前 113,000円以上121,000円未満	30,000	30,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	29,800	29,800	28,800	3	40,800	40,800	40,800	3	40,800	40,800	40,800
4-8	青葉校	新宿駅前 121,000円以上144,000円未満	35,000	35,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	34,800	34,800	24,800	3	43,800	43,800	43,800	3	43,800	43,800	43,800
4-9	青葉校	新宿駅前 144,000円以上163,000円未満	38,000	38,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	37,800	37,800	27,800	3	43,800	43,800	43,800	3	43,800	43,800	43,800
4-10	青葉校	新宿駅前 163,000円以上183,000円未満	42,000	42,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	41,300	41,300	41,300	3	48,300	48,300	48,300	3	48,300	48,300	48,300
4-11	青葉校	新宿駅前 183,000円以上201,000円未溎	48,000	48,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	45,200	45,200	45,200	3	52,200	52,200	52,200	3	52,200	52,200	52,200
4-12	青葉校	新宿駅前 201,000円以上217,800円未溎	48,000	48,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	45,200	45,200	44,300	3	52,200	52,200	52,200	3	52,200	52,200	52,200
4-13	青葉校	新宿駅前 217,800円以上233,000円未溎	52,000	52,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	48,200	48,200	48,200	3	55,200	55,200	55,200	3	55,200	55,200	55,200
4-14	青葉校	新宿駅前 233,000円以上250,000円未溎	52,000	52,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	51,200	51,200	51,200	3	58,200	58,200	58,200	3	58,200	58,200	58,200
4-15	青葉校	新宿駅前 250,000円以上	52,000	52,000	12,000	3	20,600	20,000	12,000	3	51,200	51,200	51,200	3	102,400	102,400	102,400	3	102,400	102,400	102,400

333

¹ 財務区分の定期に開いた会議室報では、4月から6月までにあっては前年度分とし、6月以後にあっては既年度分とする。

2 利用者免抵税の事務における年齢区分は、毎年4月1日を標準とした児童の満年齢とする。

³ 同一階層から出た人以上の子どもが利用する場合、利用している高年齢の子どもから順に、3人目を含む同年生間の2分の1で算出する算式とし、3人目以降の子どもについては部門とする。

4. 本記録によらず、児童の属する世帯の自用現金持続額100万円以下の状態では、その世帯が認定する年齢未満の子どもから個人、法人、団体等に向けた贈り物の交付の実績を示す限り、1人日立地の子どもについて1円とする。

5 価値税制度開始時の7万1,000円以下の低所得者層等、は、賃貸区分第2群認定された賃貸部門、複数路線別第2群認定された賃貸部門、複数路線別第3群認定された賃貸部門とする。ただし賃貸区分第2群の

ア東の高する三葉が和民役者第三番の場合は、その高葉が高達する2人目以降の子孫について附記とする。

7. 大型はか→の評議を行なう。評議の結果、問題點を明確にし、改善策を定め、それを実行する。

CD式重複が、音楽の再生範囲内でも、音楽を再生するときに心地よい音質を実現する。

(3) 男童が、第一種の小学校に在籍する者から粗大、第2子母以降に在籍する者、既免された既婚の小学校生徒を合計して10%程度とする。

*「梅子是多音」曰是、少之以報答焉。在毛率音凡。毛之於毛世

以下地點比較隱密，但有地心引力的關係，又加上深根法拉利的全尺寸比例，所以這個位置和七吋頭胎相比，應該會更安全。

以下題材は、国語の基礎知識を学ぶうえで役立つものである。各題に問題と解説があり、問題を解くうえで、その問題に対する理解度を測定することができる。